

教科書問題

—Ⅱの5—

勝野尚行

序(5) 教育政策の動向について

「文教懇」の発足

教員養成制度「改善」諮問

6・3制「改革」をめざす文部省内「連絡会議」の発足

道徳教育の再編成

第3節(続き) 1982年文部省検定に対する国際的批判の経過等(4)

—1982・8・11~'82・8・13—

(以上、本号)

序(5) 教育政策の動向について

日本の政府・文部省が「国際的批判」をどのように受けとめたかは、1983年6月30日に中教審から文部大臣にたいして教科書制度「改正」に関する正式答申が出されたこと、これを受けて自民党文教部会幹部会・文部省が7月28日までに「教科書法」制定に向けてその立法準備作業に入る旨を決定したこと、等々により、すでに相当明らかになった。つまり、より具体的にいえば、6・30中教審答申の内容を分析してみれば、文部省・中教審がかの国際的批判をどう受けとめたかを、明らかになしうるのである。合わせて1983年の文部省教科書検定の実態分析を行えば、その受けとめ方はいっそう鮮明になるであろう。しかし、こうした分析と考察は、本論文「Ⅱの4」で行ったつもりなので、ここでは行わない。この序(5)では、1980年代初頭の教科書問題に関連してくるいくつかの教育政策問題について、若干なり論及しておくことにする。

教科書問題そのもののその後の展開をみておけば、つぎのようになる。

- 6・30 中教審答申
- 7・14 自民党文教部会・世話人会が「教科書法制定」を確認
- 7・28 文部省が「教科書法」の立法準備に入る
- 10・6 瀬戸山文相が衆院決算委で「教科書法」制定に取り組む姿勢を公に表明

6・30中教審答申が出て後、自民党の後押しで文部省が「教科書法」制定に向けて急速度で動いていることが知られる。10月6日には瀬戸山文相は「現在の教科書検定は規則でやっており問題がある。教科書は国民全体に重大な関係がありもう少し国民が関与したものであるべきだ。そのため教科書の内容、検定⁽¹⁾について法律で決める必要がある」と語ったという。

1982年6月暮から同年9月中旬頃までにかけての「国際的批判」は、くり返しのべているように、たんに80年代文部省検定による歴史の改ざんだけに向けられた批判ではなく、より広く深く80年代日本の国政・教育政策の全般的動向に対して向けられたものである。その批判は、80年代日本の国政・教育政策に対して、戦争責任の自覚をあいまいにしないように、戦後日本の政治・文化・教育などの根本的あり方は日本国憲法・教育基本法などに示されているから、そこから逸脱してしまうことのないように、強く求めたものと解されなくてはならない。

しかし、それにもかかわらず、最近（「国際的批判」の鎮静後）の教育政策の動向は、そうした「国際的批判」の指摘・示唆^{しんし}を真摯^{しんし}に受けとめようとするものではなく、その指摘・示唆に逆らうような動向である。6・30中教審答申、83年文部省検定、「教科書法」立法化、等々を別にして、その他の施策につき、以下に概観してみよう。

ごく最近の政府・文部省の側の主な策動につき、あらかじめ列举してみれば、およそ以下のようになる。

- 「文教懇」の発足 (83・6・13)
- 文部省が教員養成制度「改善」で「教養審」に諮問 (83・6・15)
- 6・3制「改革」をめざして文部省内「連絡会議」が発足 (83・7・28)
- 文部省が道徳教育の徹底で通知 (83・8・5)
- 学警協同非行対策の「発展」(83・7・6～)

これらの策動を総じてみれば、以下にその内容を逐一具体的にみていくけれども、つぎのような特徴をもっている。

第一。多発し深刻化する校内暴力・非行への対策という性格を色濃くもっていることである。非行対策として構想されていることは、いわゆる「管理主義」思想による教育全般の再編成だといってもよいのではないかと思う。つまり、教育政策のめざしているところは、子どもたちの校内暴力・非行に直面して、これを「管理主義」教育をより徹底させることによって「封じ込む」ことにある、と思われるのである。このように書いただけでは、「管理主義」思想とは何か、「管理主義」教育の思想構造は何か、をいまだ解説・解明してはいないから、不透明な部分が多々残るに違いないけれども⁽³⁾。しかし、「管理主義」教育なるものは、① 子どもたちの校内暴力・非行がよってくるのを深く洞察し、その原因にそくして非行克服を手助けしようとする教育ではなく、② 「服装の乱れは心の乱れ」という合言葉の下、服装等に代表される子どもたちの外面的行動の規制に走りすぎ、それら問題行動を生みだした心＝内面に着目して、問題行動の内面からの克服を追求する教育ではない、等々の諸点で、これこそが反省されなくてはならない教育である。教基法制の精神にてらしてみても、それと根本的に相容れない「管理主義」教育が、政策的にいよいよ普及・徹底せしめられようとしている、といわなくてはならない。

第二。教基法制の実質「改正」が急速にすすめられようとしていることである。文部省による学制「改革」にせよ、「文教懇」の発足にせよ、戦後教育の見直しを意図したものであり、さらに、「教員養成は大学で行う」という教員養成の開放制を手直ししようとする制度「改善」の動きも、その一環である。

しかし、このような教基法制の実質「改正」の急速度での進行は、その背後には軍事大国化の国政路線があるだけに、かの「国際的批判」に正しくこたえる道ではありえない。なるほど表面的には、かの「国際的批判」は一応現在「鎮静化」している。1982年夏のような状況にはない。しかし、80年代日本の国政（これこそかの「国際的批判」を生み出したものである）に対する懸念は、とりわけて中国側からくり返して表明されているところであり、そのかぎりでも80年代教科書問題は少しも決着をみていないのである。

たとえば、社会党訪中代表団と中国共産党との第3回会谈が9月28日に開かれた際、中国側は「日本が経済、政治大国から一步進んで、軍事大国の方向に進むなら大きな問題だ」と、日本の政治動向を警戒の念を持って注視していることを強調したといわれる⁽⁴⁾。さらに、中国の万里副首相は、朝日新聞訪中団と9月6日に会見した際、「日本軍国主義復活への懸念が内外で出ていることをどう思うか」の質問に対して、つぎのように語ったといわれる⁽⁵⁾。

「アジア諸国の間に、日本の軍国主義復活への懸念があるのは、大東亜共栄圏ということで大きな被害を受けた歴史的背景があるからで、当然のことだ。これを責めるわけにはいかない。中国としては日本が将来、軍事大国の道を進むことがもしあれば、不幸なことだと思う。だが、たとえそうなっても、中国は恐れない。」

中国は現在、80年代日本の文部省教科書検定に対する批判はしていない。しかし、その検定批判をなさしめた「日本の軍国主義復活への懸念」は、少しも解かれてはいない。また中国側は、「大東亜共栄圏ということで大きな被害を受けた歴史」を少しも忘れてはいない。つまり、中国は、さらにはその他の東アジアの諸国は、80年代日本の文部省教科書検定に対する批判をやめてはいるけれども、その批判を中止しているのは、80年代日本の教科書行政・教育政策・国政の動向について、方向転換が始まったからと認めてのことではない。あるいは、批判の効果に疑問を持ち始めたことからかもしれないのである。

そうした警戒・懸念の解消のためにも、日本の教育政策は教基法制の精神に

立ちもどらなくてはならない。それにもかかわらず、80年代日本の政府・文部省は、反対に、教基法制の実質「改正」を格段に強力に押しすすめようとしているのである。そして、東アジア諸国の警戒・懸念をいっそう大きくする道を歩もうとしている。まことに危険な道を選択しているといわなくてはならない。

〔註〕

- (1) 『毎日』83年10月7日付。
- (2) ここで本来ならば、最近の非行事例を若干なり列記しておかなくてはならないが、機会をあらためて論及することにする。
- (3) 「管理主義」教育の思想構造については、岐阜経済大学地域経済研究所紀要『地域経済』第5集（1984年度出版）のなかで追って本格的に解明する予定であるが、この「管理主義」教育がどんな教育であるかについては、さしずめ有賀幹人『教育の犯罪』（国土社・1983年）を参照されたい。なお、これについての私自身の論究は、岐阜教職理論研究会『地域と教育』（第8号、1983年）のなかの拙稿「教育『正常化』の進行——『愛知の教育』実態分析——」で若干行っている。
- (4) 『朝日』83年9月29日付。
- (5) 『朝日』83年9月7日付。

「文化と教育に関する懇談会」の発足

(1) 戦後教育の反動的再編をめざす策動は、1980年代に入ってまことに精力的に次々に打たれている。その意味で、この80年代はいわば「教育の激動期」だとみてよい。83年に入ってからでも、そうした策動は多方面にあらわれており、中教審による教科書制度「改正」答申を頂点にして、さまざまな手が打たれてきている。そうした動きの一つに、中曽根首相の私的諮問機関として、83年6月14日に発足した「文化と教育に関する懇談会」（以下「文教懇」）の設置がある。戦後教育「改革」にこの「文教懇」がどれほどの役割を果たしうるか、この点は予測が難しいけれども、この「文教懇」の設置目的には見逃せないものがあるので、これについても十分に注視しておく必要がある。

6月14日の初会合の席上、首相は以下のようにあいさつしたといわれる。⁽¹⁾

「明治以来の追いつき型近代化が終わり、各分野での国際協調や高学歴高齢

化社会、青少年非行などの問題に適切に対応していくためには、文化面でより一層の充実した国家社会を築くことが必要だ。文化と深くかかわる教育について、21世紀に向かっての真の人間形成を図るためにどうあるべきかを自由に論議してほしい。」

このあいさつの後、「戦後諸制度の見直し」の一環として教育制度の基本的な見直しを要請し、具体的には6・3制の見直しをも要請したのである。文字通り「戦後教育制度の大改革」を要請したとってよい。ところで、この「文教懇」の創設主旨をのべたものとみられる上記の「あいさつ」に込められた本意は、これだけの発言内容を分析するだけでは明らかにはならない。「文化面でより一層の充実した国家社会を築くこと」が意図されているから、現代日本の国家社会を文化・教育の方面からとらえて、その「より一層の充実」をめざそうといていることになる。現代日本の国民大衆の意識・思想の「充実」「改革」方途を探ることを課題とするのが「文教懇」ということになる。

(2) 中曽根首相が「文教懇」のような私的諮問機関の設置構想を打ち出したのは、83年6月3日のことであるが、6月8日には以下のように語っている⁽²⁾。教育「改革」について「もっと掘り下げて21世紀までの20年ぐらいを考えて、教育を見直したい」として長期的な「改革」構想の必要性を強調し、6・3制見直し、試験制度「改正」などをとおして、① 小学校では「思いやり」を重視し、人間としての基本の型を教える、② 中学校では「協調」を身につけさせる、③ 高校では各生徒の「個性」を伸ばす、などの教育を実現したい、と。そして、文相の諮問機関として中教審があるのに、新たに首相の教育諮問機関を設置することについては、首相は「中教審は教科書、学習指導要領のあり方などを扱っている」とのべて、中教審は長期的なテーマを取り扱うのには適当な機関ではないかのような考えを、暗に示していたのである。

(3) なお、中曽根首相自身は「強い政治力で学制改革を実行する時期だ」とさえ発言している学制「改革」積極論者であって、この首相の姿勢が「文教懇」での論議や文部省内学制「改革」問題「連絡会議」(後述)での作業に影響

を及ぼすことは避けられないであろう。首相は83年9月20日、衆院予算委員会で新自由クラブの山口敏夫氏の「中学3年と高校3年という大事な時期に受験に追いまわられているから、中・高を合わせて5年制にしたらどうか」という提案にたいし「同感だ」と賛成しながら、つぎのように発言したという。⁽³⁾「教育問題では、公明、民社両党も自民党の考えに接近している。社会党の考え方はわからないが、一度ゆっくり話してみたい。できるだけ共通の広場をつくって、強力な政治力でこれを実行してみたい。文部省も検討してきたがへっぴり腰だった。しかし、いまやそういう段階ではない」と。6・3制「改革」の大変な強行論者であることを証明してみせたものであり、「強力な政治力」を使ってこれを実行したいという姿勢である。

(4) 「文教懇」の発足に際して、『朝日』社説「『教育』で首相にいいたい」(『朝日』83年6月15日付)は、いくつかの要求を出している。それは「教育が時代の変化に対応しきれず、さまざまところで問題をひき起こしている。子を持つ多くの国民が悩み、苦しみ、政治の力が改革のために正しく働くことを期待している。首相が、この切実な願いを受けとめ、改革の道を探ろうとするのであれば、異を唱える筋合いはない」と前置きしながら、そうした首相に「心してもらわなければならない点」の第一のこととして、つぎのことをあげている。

「一つ。教育の現在の姿は、天然現象として生まれたのではない、ということをお忘れなでほしい。戦後の教育制度が米国の占領下で形づくられたのは事実だが、その後、日本政府は着々と手直しをつづけてきた。6334制にしても、その内容、運用のあり方は、歴代の保守政権の教育政策によって、今日のようなものになっているのである。教育の現状を憂え、改革をめざすにあたっては、そうした首相自身が負っている責任を十分に認識した上で発言し、行動するのだからなければならない。」

出されているのは、「文教懇」で教育改革の道を論議する際には、憂うべき今日の教育状況をつくり出したものが、戦後教育そのものであるのか、それと

も、その戦後教育の「手直し」を続けてきた歴代政府の教育政策であるのか、この点を見定めてからにしてほしい、という注文である。この『朝日』社説は、このような注文を首相および「文教懇」につきつけながら、暗に、歴代日本政府の「手直し」教育政策そのものへの見直しこそ必要ではないのかと、すどく指摘したのである。事実、今日の教育の危機的状況をつくり出したものが、戦後教育そのものというより、その継続的「手直し」のうえに立つ今日の教育政策であることは、何人といえどもけって否定できないであろう。

〔註〕

- (1) 『朝日』83年6月14日付。
- (2) 『毎日』83年6月8日付。
- (3) 『朝日』83年9月21日付。

教員養成制度「改善」諮問

(1) 教育職員免許法「改正」をめざす文部省は、そのための第一歩を踏み出し、文相が83年6月15日、「教養審」にたいして「教員の養成及び免許制度の改善について」諮問を行った。同法が1949年に制定されて以来、文部省がその本格的な見直しに乗り出したのは、今回が初めてである。文部省は、とくに83年10月頃までの答申を教養審に要望し、合わせてその席上、次期通常国会には同法「改正」案を提出する意向を表明した。文部省は1986年度から「改正」法を実施にうつす計画であるという。

教養審への諮問にあたり、瀬戸山文相は要旨つぎのようにのべている。

「学校教育に関する諸問題が複雑化している現在、教員の資質能力を高める必要があるとの声が強まっているが、この声にこたえるには現行の教員免許制度では十分ではない。高等教育の普及につれて教員免許状取得希望者も著しく増え、教員養成にとってとくに重要な教育実習など実践的な指導力を養うための教育が不十分にもなっている。このため教職の専門性を確保するのにふさわしい制度に改めなければならない。」

以上が6月15日の教養審での文相の諮問理由説明であるが、当日に提出された諮問本文「教員の養成及び免許制度の改善について」は、⁽²⁾「理由」「検討すべき事項」の2つからなっている。その内容に言及すれば、それはまず「優れた教員を確保し、その資質能力の絶えざる向上を図ることは、我が国教育の発展のための基本的な課題である」としたうえで、初等中等教育に携わる教員に必要な資質能力として、広い教養、豊かな人間性、深い教育的愛情、教育者としての使命感、充実した指導力、児童・生徒との心の触れ合い、の6つを例示している。そうだとすれば、とりわけ大学での一般教養諸科目のより広い履習が求められることにもなるが、具体的な「改善」提案はむしろ反対方向に向いてしまっていると思われる。というのは、そのなかの「検討すべき事項」には、

- 1, 教員免許状の種類の改訂について
- 2, 免許基準の改善について
- 3, その他の改善検討事項について

の3項があるけれども、「改善」の重点が専門科目の履習「改善」に置かれてしまっているからである。その1では3種類の免許制を提案し、その2では、専門科目の最低単位数の引き上げ、教職専門科目の科目数・単位数の改善、教育実習の最低単位数の引き上げ、その履習の内容および方法の多様化・弾力化、の4つを提案しているからである。果たして専門科目・教職専門科目をより「充実」させるだけで、いうところの「広い教養」「豊かな人間性」「充実した指導力」などの資質能力がよりよく形成されていくのであるか。この諮問文のなかには内容的に矛盾はないと、果たしていい切れるのであるか。そして、この教職専門科目偏重の傾向は、提示された「文部省試案」のなかではより鮮明となっていくのである。

(2) さて、文相の諮問理由説明に続いて立った宮地茂大学局長は、「文部省試案」⁽³⁾(「諮問検討事項審議用試案」)を提示して、検討するべき内容を説明した。提示・説明された文部省試案・局長説明は、以下の4点を骨子とするものであった。

- ① 現行の一級、二級の2種類の免許制を3種類とし、大学院修士卒に上級免許状、大学卒に普通免許状（仮称）、短大卒に初級免許状（同）を与えることにする。
- ② 教員免許状取得に必要な単位数を表1のように引き上げる。各免許状の引き上げ分として、生徒指導、特別活動研究などを共通必修科目として新たに取り入れる。
- ③ 必要「教育実習」期間を表2のように増やす。
- ④ 特定の専門分野（英会話、企業会計など）で優れた社会人を確保するため、教員資格認定試験の試験科目を拡充する。

表1 取得必要単位数

	現 行	改 正
短大卒	26～30	40
大学卒	44～54	70
大学院卒	66～76（うち20～22は大学院で）	94（うち24は大学院で。但し、大学院での取得の半分は「実地研究」とする。但し、「実地研究」は3年間程度の教職経験で代替可能。

表2 必要「教育実習」期間

	現 行	改 正
〔幼小 稚学 園校〕	4 週 間	8 週 間
〔中高 学 校〕	2 週 間	6 週 間

以上の4点である。文部省試案および大学局長説明を合わせてみれば、その骨子は以上ようになるが、いまだし文部省試案に立ち入って問題点を補足的に指摘してみよう。

- ① 初級、普通、上級の3種類免許制にしたとき、現職経験を積むだけでは

普通から上級への上進はできない(2の2)にいう「例外措置」廃止)。上進するためには「所定の教職経験及び大学院相当の現職教育による単位修得」を必要とする(1の1)のイ)。大学院修士課程修了をもってはじめて、普通免許状所有者に上級免許状を与え、管理職への登用をはかる、という方向での制度「改正」である。

② 専門科目・単位数の「改善」は教職専門科目を中心に行うものとする(1の2)のイ)としており、一般教育はもちろん、教科専門教育さえ、その充実が等閑に付されている。著しい教職専門科目偏重の「改善」案である。その理由として「専門職としての実践的指導力」「教育者としての使命感」を身につけることが重要だからとされている(1の2)のイ)が、専門職養成のなかでは「⁽⁴⁾広い教養」の修得がとりわけ大切であることが忘れられている。

③ 教育実習単位数(6~8)のうち、2単位は教職専門科目で代え(1の2)のウ(ア)、2単位は事前指導等に充てる(1の2)のウ(イ)から、実習校実習の必要最低単位数は変わらないが、事前指導の内容をあらかじめ例示的に指示している(1の2)のウ(イ))。

④ 教育実習未履習者の出現を予定して、免許状取得の予備的資格を有する者をつくり出そうとしている。教育実習だけは履習していないが、代わりに他の所定の専門科目を修得している者を、それとして証明するという方法である。

⑤ 教員免許法「改正」案のなかで、とりわけ重大な問題は、つぎの点である(2の1))。

「中学校及び高等学校の免許教科の種類については、今後における教育課程の変化に弾力的に対応できるようにするため、法律で定める教科の種類のほか、必要に応じ文部省令で免許教科の種類を加え当該免許状の取得要件を定めることができるようにすること」

この部分は、省令によって免許教科種類の特定や免許取得要件の決定ができるようにする、という思惑から出た提案である。もしもこの提案どおりの免許

法が制定されたとするならば、文部省が政治的・行政的な思惑から自由自在に、免許教科目を特定したりその単位数を決定したりすることができるようになり、結局のところ、教員養成の開放制の原理がくずし去られ、文部省による教員の思想統制（資質能力の方向づけ）が格段に徹底することになるであろう。「専門職の養成基準は専門職自身が設定する」という原則からさらに逸脱して、専門職養成の行政支配がいつそう進行することになってしまう。

文部省試案は以上の5点に及ぶ問題をも内包するものであるが、大学局長説明の内容にまで及んでの問題点の指摘その他は、機会をあらためて行うことにしよう。

(3) 『毎日』の解説「道徳教育、先生の卵にも普及」（『毎日』83年6月16日付）は、今回の文部省・教員免許制度「改正」案が、同省による最近の教職員統制策（教科書統制、人材確保法制定、主任制導入、研修強化、等々）の一環に位置づくものであることを指摘しながら、「今回の文部省改革案と同様のことはすでに昭和47年（1972年）、同審議会が建議している。その後11年間も免許制度の改革を見送ってきた文部省がこの時期に改革に踏み切った理由」を問題にし、その理由として以下の3点をあげている。

- ① 昭和40（1965）年代、深刻だった小学校の教員不足がようやく解消され、教員の需給関係が落ち着いてきたこと、
- ② 最近、大学院修士課程修了の教員が増加し、学校現場でも大学院卒業者にそれなりの「特別資格」を与える必要が生まれたこと、
- ③ 教員に対する国民の批判が高まり、文部省が「免許制度改革の時節到来」と判断したこと、

以上の3点であるが、とくに第三の理由を「重要」とし、これについて「文部省改革案の下敷きにされた自民党文教部会・教員問題小委員会の提言が、免許基準改正の目的を『教科のみならず、道徳、特別活動などの領域を自信をもって担当し、実情に即した指導ができるような基本的素養、能力を身につけさせること』としていることから明らかなように、教員志望学生に対する道徳

教育強化の面が含まれているのは確か」と指摘している。免許制度「改正」のねらいの一つに「教員養成課程のなかでの道徳教育の充実」が含まれていることを、きびしく指摘したものである。なおこの記事は、免許基準を引き上げれば教員養成大学(学部)の学生が有利になるから、「一般大学にも広く教員の道を開いている現行の『開放制』とのかねあいも問題として残りそうだ」という指摘で結ばれている。「道徳教育の徹底」が、小・中・高の教育だけでなく、大学の教員養成教育にも及ぼうとしていると、つよく警告したものである。

(4) ところで、ここで提示された6・15文部省試案は、さきに「校内暴力など教育の荒廃に対処するためには教員の資質向上が必要だ」としてまとめられた自民党文部会・教員問題小委員会の提言に沿ったものといわれている⁽⁵⁾。

自民党文部会・教員問題小委員会が教員免許制度「改正」案の骨子を決定したのは83年3月9日のことであったが、その「改革」案を正式決定したのは同年5月19日である。その「改革」案は、① 道徳教育の充実などのため教員免許基準(最低修得単位数)を引き上げる、② 学校現場での教育実習は、教員採用一次試験合格者にしぼって実施し、実習評価を採用決定に反映させる、③ 大学院卒業者に現行の一級免許より上位の免許を与える、の3点を骨子とするものであった。この自民党「改革」案の特徴の一つは「教師は教科だけでなく道徳、特別活動を自信をもって担当できなければならない」という発想に立っていることにあり、そのために、「道徳教育の研究」の充実、生徒指導・カウンセリング・学級経営などの科目設置、それによる最低修得単位数の引き上げ、等々の「改善」策を盛り込んでいるところにある。

この自民党文部会・教員問題小委員会の「教員の養成、免許等に関する提言」(昭和58年5月20日付)をみると、事実、さきの文部省試案と酷似しており、その接近ぶりは驚くほどである。もはや逐一その内容をフォローするまでもないので、以下にその構成だけを示しておくことにする。

教員の養成、免許等に関する提言（案）

自由民主党文教部会「教員問題に関する小委員会」

（昭和58年5月20日）

前文

- 1, 免許基準について
- 2, 教育実習について
- 3, 教員養成の年限について
- 4, 免許状の種類及び上級免許状等について
- 5, 研修及び上位の免許状の取得について

（5）戦後教育改革の貴重な所産の一つである教員養成の開放制，これをくずすことにもなりかねない今回の教員免許法「改正」諮問に対して，きびしい社会的批判が広く起こることは当然である。

『朝日』社説「性急な教員免許法改正避けよ」（『朝日』83年6月27日付）は，この諮問内容に対して3点からの批判を加えている。第一は，その文部省「改正」案にひそむ「専門教育主義」に対してである。「すぐれた教師をつくるため，専門教育を重視するというのだから，その限りではもっともなことといえる」と，専門教育の充実には賛成しながらも，その「専門教育主義」に対して以下のように批判している。

「だが，それにもかかわらず，こんどの文部省の諮問には素直に賛成できない要素がある。教師は専門家であると同時に，広い視野でものを見ることのできる人であってもらわねば困る。戦前の師範学校のように，はじめから教員志望者だけを集めて特訓し，卒業したら必ず教職につかせるやり方を戦後改めたのは，そのためだった。一般の大学で学ぶうちに，一定の勉強をすれば免許がとれる。戦後の制度の根幹になっている，この『開放制』を，文部省の案は事実上，否定しかねない内容である。きめられた学校で，きめられた課程を修めた者だけが教師となる。そういう画一化が，学校をよくするとは思えない。」

戦後の「大学での教員養成」を再び戦前型の「師範学校での教員養成」に逆

行せしめようとする、この文部省「改正」案の復古主義を批判したのである。第二は、その強引かつ性急な姿勢に対してである。

「制度の基本精神にかかわるような案を(教養審に)突きつけて、『通常国会に提出するので、10月までに答申をしてほしい』と迫る文部省の強引な姿勢に、納得がいかないのである。(中略) 文部省は、この問題をあくまで長期的な改革の一環として扱うべきで、余りにも性急な取り組みは避けなくてはならない。」

文部省の「改正」案は自民党文教部会の「提言」を「大筋で受け入れたものである」が、「自民党の発想には、常に日教組対策がひそんでいる」のであり、文部省にも「教員養成の段階で自分たちに都合のいいように思想統制を加えよう、といった考えがあ」って性急・強引にことをすすめようとしているのなら、これは「許される範囲を超えている」といわざるをえないと、このように批判している。第三は、教員がその専門的力量をどこでどのように高めるのか、の観点からの批判である。教員がその専門的力量を真に高める場合は、養成機関のなかというよりも、「ゆとり」のある現場実践そのもののなかではないのか、と。

「教師は子どもを教えるだけでなく、子どもから学びつつ自分も成長してゆくのである。一人の教師が受け持つ子どもの人数を少なくし、現場で力量を高めてゆけるゆとりをもっと与える。そうした教師生活全体を通じての人材養成を、総合的に追求しなければならない。」

なるほど「学校教育の現状に不満や不安が高まっているなかで、教師一人ひとりの力量に寄せる世間の期待は大きい」けれども、その力量の中身は何なのか、その力量の自己形成をどこではかるのか、これについての文部省「改正」案の理解は、あまりにも皮相に過ぎるのではないか、という批判である。

校内暴力・非行に直面して、80年代日本の教職員に、より高度な専門的力量が必要とされていることは確実である。しかし、そうした専門的力量の形成のために、直ちに教員の養成・免許の制度改正が課題となるかは、甚だ疑問である。たとえば、現職の教職員がどれほど多忙のなかに追い込まれているか、そ

の過重な労働負担はどうか、どれほど上命下服秩序のなかに深く組み込まれて教育・研究・思索の自由を制限されてしまっているか、そうした学校職場現実こそ第一に直視されなくてはならないからである。このような職場現実、せっかく養成課程で身につけた専門的力量をさえ、発展させ開花させるどころか、萎縮させ摩滅させてしまうような現実だからである。より高度な専門的力量の自主形成にとっては、むしろなによりも、学校職場現実の民主主義的変革こそ課題となろう。

『毎日』83年6月16日付の社説「子どものための先生を」も、文部省試案に対してきびしい批判を加えている。この『毎日』社説は、「試案そのものが、自民党の教員養成、免許制度の改革案を踏まえており、実現の見通しは強い」と予想しながら、この試案に含まれる教員養成の閉鎖主義への傾斜を、以下のように批判している。

「この試案のように制度が改められると、教員養成大学、学部卒業生に免許取得者が偏り、再び閉鎖的な教員養成の色彩が強まる。学校と社会とのつながりは、現状では不十分で、これからも学校を開く必要はますます強まる。やはり教員養成には開放型の基本を守るべきではないか。(中略) 資格や免許にとらわれて、子どもを忘れた教師ばかり増えては困る。専門の技術や知識も必要かもしれないが、それ以前に、一個の人間として子どもに向かう姿勢がなければならない。」

教職員の専門的力量の形成にとって大切なことは、要約しておけば、第一に、まず大学において「広い教養」「豊かな人間性」を身につけることである。そしてそのために、教員養成の開放制の原則をより充実させることである。すでに現実に閉鎖制への傾斜がつよくみられるから、この点はより強調されなくてはならない。第二に、学校職場現実のなかで、その専門的力量をより高度なものに自主形成できるように、教育労働条件を改善し、専制支配主義の学校運営を民主主義のそれに改めることである。これこそもっとも差し迫った課題であろう。

(6) 『毎日』社説「子どものための先生を」は、6・15文部省試案では「制度(改正)に偏重して、その点(どのような教師を求めるか)がはっきりしない」と指摘している。試案自体については、確かにそうである。しかし、これほどに大幅な制度「改正」案が「どのような資質を向上させるか」につき、あいまいのままにしているとは到底考えられない。制度「改正」案(開放制の閉鎖制への逆行をめざすもの)が向上をめざしている教員資質の中身を見定めるためには、やはり、これと並行して打ち出されてきている各種の教育施策とつないで、この制度「改正」案をみておく必要があるだろう。そして、そのようにつないでみたときに、教員養成制度「改正」のめざすところが、「管理主義」教育の推進、さらにいえば80年代日本の教育全般の「管理主義」思想による再編成にある、ということが知られるであろう。こうした点は、以下の教育政策動向の分析のなかで、とりわけ「道徳教育の再編成」の箇所をみれば、より具体的に明らかになるはずである。

〔註〕

- (1) 教育職員免許法「改正」は、かつて1954年にも行われたことがある。それ以来なら29年ぶりとなる。
- (2) 『文部広報』昭和58年6月28日付。
- (3) 『教育學術新聞』昭和58年6月22日付。

この文部省試案の構成は以下のとおりである。

諮問検討事項審議用試案

- | |
|--|
| 1, 制度改善の基本的事項
(1) 教員免許状の種類の変更等について
(2) 免許基準の改善について
2, 改善すべきその他の事項 |
|--|

- (4) この点については、拙稿『教育専門職の理論』法律文化社・1976年。
- (5) たとえば、『毎日』83年6月15日付、『朝日』同日付。

6・3制「改革」をめざす文部省内「連絡会議」の発足

- (1) 6・3制見直し論議の高まるなか、文部省は83年7月29日、6・3制見

直しを主眼とする省内プロジェクトチームの初会合を開いた。この省内6・3制検討機関は、文部省の佐野事務次官を長として、官房長、初中局長、大学局長、管理局长、官房審議官、の6名で構成するもので、正式名称を「児童・生徒等の急増、急減対策等連絡会議」という。この「連絡会議」の下に幹事会(課長クラス20名で構成)を置いている。7月22日の自民党文部省と同文教制度調査会の合同会議の了解を得て発足となった。初会合の席上、佐野次官は「児童・生徒数の急増、急減期は教育諸制度の改革を進めるうえで各方面のコンセンサスを得る好機だ。局を横断して活発な論議をしてほしい」とその決意を表明し、学制問題、学校施設・設備、入試制度、大学教育、私学助成、専修学校のあり方など、幅広く検討していくことになった。文部省は従来、学制「改革」に消極的姿勢をとり続けてきていたから、こうした本格的な6・3制検討機関を設けたのは戦後初めてのことになる。

(2) 文部省内には依然「制度より中身が大事」とする慎重論が根強いといわれるが、⁽¹⁾にもかかわらず「連絡会議」を発足させることになったのには、いくつかの理由があるようである。

理由の第一は、児童・生徒数の大幅な変動であり、その変動に対応した学校施設・教員定数などの問題でいずれにしても文部省は再検討を迫られることになるからである。同省試算によると、10年後の児童・生徒数は表3のようになる。文部省筋は「それならばこの際、学制問題を含めた幅広い検討をしておくのが得策」と説明しているとい⁽¹⁾う。

表3 10年後の学齢児数

	現在 (1958年)	10年後 (1968年)
3～5歳児	506万人	413万人
小学生(公立)	1,163	951
中学生(同)	550	479
15歳児	186	174
18歳児	172	200

理由の第二は、1971年に中教審が学制「改革」答申をまとめたのに「文部省は答申実現に何の努力もしていない」という批判が自民党内から出ていることである。かつての中教審の学制「改革」答申の骨子は、① 4, 5 歳児から小学校低学年までを同じ教育機関で教育する、② 中・高一貫教育を行い、コース別・能力別の教育をすすめる、③ 小学校と中学校、中学校と高校の区切りを変える、④ 第一ステップとして文部省が「先導的試行」に着手する、などの点にあり、「画期的なもの」とも評されるものであった。その後文部省は、省内に「教育研究開発室」を設置したり(1972年)、別に「教育研究開発協力者会議」を発足させたり(1972年)して、各学校段階の区切り方について検討を続け、1976年からは「研究開発校指定制」を設けて指定校で「学習指導要領の枠にとられない教育」を試行させてきていたのである。しかし、これに対する上記のような不満・批判が続出していたのである。そして事実、1980年12月4日には自民党は「学制問題小委員会」を発足させ、文部省の「消極的姿勢」を改めさせる動きをみせていた⁽²⁾のである。

理由の第三は、「教科書中教審」とも呼ばれる今期第13期中教審が、去る83年6月30日には「教科書の在り方に関する答申」⁽³⁾を文部大臣に提出して、その後は教育内容・学制の問題について論議することになったことである。中教審に諮問した文部省側としても、学制「改革」問題について検討をすすめ、中教審の学制問題論議を「指導」しようというわけであろう。

理由の第四は、これこそもっとも重大な理由であるが、いよいよ「戦後教育の全面的見直し」が、学制「改革」を含めて、政策的テーマになってきていることである。その一つが中曽根首相が「文教懇」を発足させた(1983・6・13)ことである。その検討課題とするところは、すでにのべたとおりである。すべての国民に機会均等に学校教育を受けることを保障しようという、この戦後の単線型学校制度6・3制は、多少の「修正」はなされたものの、平等に広く学校を国民大衆に解放したのものとして堅持されてきたのである。その学校制度までもが、いま見直しの対象とされ、文部省自身がその「修正」に向けて動き

出したわけである。まことに重大な局面を迎え、戦後教育は最大の危機に立たされたといわなくてはならない。もちろん、政策・行政の側のめざすところは、単線型学制をやがて複線型学制に改めることにある。しかし、深刻な「落ちこぼれ」現象などは事実あるとしても、これを口実とする6・3制「改正」など、到底認めることはできない。なぜなら、いわゆる「落ちこぼれ」「授業についてゆけない」子どもたちの発生は、平等主義の6・3制そのものが原因となつてのものではなくて、その反対に、現行の6・3制に平等主義の観点からみて欠陥があることから来ているからである。果たしてすべての子どもたちが、6・3制のなかで、平等に手厚い教育を受けることができているのか。「わかる授業」「楽しい学校」がすべての子どもたちに例外なく保障されているのか。6・3制を支える平等主義理念のいっそうの現実化こそが課題なのである。

さらに理由の第五は、たんに自民党だけではなく、いくつかの政党が学制「改革」案を提出し、さらに日教組の委嘱を受けた「第二次教育制度検討委員会」が『報告書』を発表した（『報告書』出版は83年9月10日）ことである。⁽⁴⁾各政党の学制「改革」案、日教組制度検討委の『報告書』内容、等々の吟味・検討は、機会を改めて行わなくてはならない。

(3) その後の9月10日、文部省は6・3制の見直しのため、84年度から3カ年計画で「教育制度特別研究」事業を実施することを決定している。この事業は、幼稚園から高校までの各段階の区切り方について幼稚園や学校に研究を委託するもので、研究テーマとしては、幼・小一貫教育の観点から、①幼稚園で数字や文字を教える、②幼稚園で行っている情操教育を小学校低学年にふりかえる、また中・高一貫教育の観点から、①中学と高校の双方で行われている日本史、世界史などの教科を再編・合理化する、②高校で行われている習熟度別学級編成を中学にもとり入れる、などが考えられているといふ。⁽⁵⁾

(4) 現行6・3制「改革」に文部省等が積極的であるのに対して、中教審がこの問題にむしろ消極的姿勢を示していることは、きわめて興味深い。中教審内に82年1月に設置された「教育内容等小委員会」は、83年9月26日、学制

問題に関して自由論議を行ったが、そこでは現行6・3制につき「区切りを変える抜本的な『改革』よりも、中身の教育内容を再吟味する『改善』が望ましい」とする意見が大勢を占めたという⁽⁶⁾。席上、6・3制「改革」について「教育荒廢の指摘が、ただちに学制の改革論につながるのはいかがか」「先に区切りの枠を作って、そこに教育内容を押し込むのではなく、青少年期のどの時機に何を教えるか、といった教育内容から検討していくべきだ」など、学制「改革」論に対する疑問の声が目立ったという。平等主義の6・3制が戦後教育改革の貴重な所産であるだけに、中教審のこのような慎重論そのものは注目に値する。

もっとも、この9月26日の会合では「3年ごとに区切られている現行の中学、高校の学校制度を見直す必要があるとの意見が大勢を占めた」とも報じられており、事態はさほど単純ではない。それによれば、学制問題につき、① 就学年齢の引き下げは施設、幼児の生活慣習などから無理がある、② 小学校教育は戦前からの伝統もあり、制度を変える必要はない、③ 児童の発達の面からみて、小学校6年生は中等教育の対象にすべきだ、などの意見が出されたが、中・高のあり方については「3年ごとに区切られている現行制度では友情が育たない」との見直し論が大勢を占めたという。しかし、第13期中教審委員の任期が切れる11月16日までにまとめる「中間報告」のなかでは学制問題にふれる必要はないとの慎重論も多かったという。いずれにせよ、学制問題の本格的審議が第14期中教審で始められることになるだろうことは間違いない。

〔註〕

- (1) 「6・3制見直し急ぐ文部省」『毎日』83年8月2日付。
- (2) この「学制問題小委」のことについては、拙稿『教育基本法制と教科書問題』130ページ以下。
- (3) これについては、本連載論文「IIの4」で概説した。
- (4) 大田堯編『第二次教育制度検討委員会報告書——日本の教育改革——』勁草書房・1983年9月刊を指す。
- (5) 『毎日』83年9月11日付。

(6) 『朝日』83年9月27日付。

(7) 『毎日』83年9月27日付。

道徳教育の再編成

(1) 文部省が道徳教育の強化・徹底の方針を打ち出したのは、もちろん非行対策の一環としてである。文部省としては、まず83年8月1日に、84年度の新施策として、① 小・中の校長・教頭を対象に道徳教育の宿泊研修を行う、② 都道府県ごとに小・中単位の2地域を指定し、あいさつ運動など地域ぐるみの道徳教育を推進する、③ 地域の実情に合わせた児童・生徒向けの副読本をつくる、という方針を固めた。管理職研修、学校・家庭連携推進校の指定制、副読本作成、この3施策の実行である。そして、文部省は8月5日、初めて各都道府県教委にたいして、① 標準時数(年35時間)通り道徳時間を確保する、② 道徳教育についての全教師の共通理解を深めるため校内研修に努める、③ 道徳の指導資料を充実し計画的活用をはかる、などの道徳教育の徹底を求める通知を出した。

※ 文部省の3施策の詳細について。

管理職研修 これまでの管理職研修は学校管理運営部門のみで、道徳という「教科」研修はこれが初めて。これまでは、道徳が特設されたときから5年後の1963年からの、一般教員を対象にした道徳教育指導者講習会だけ。文部省は「道徳教育がうまくいくには、とくに校長らが目的や意義をきちんと理解していなければならないため」とこの管理職研修開始の理由を説明している。

地域ぐるみの道徳教育推進 47都道府県ごとに小、中の一校区をモデルに指定し、学校、家庭、地域の連携で道徳教育の拡充をめざす。具体的には、① 地域住民に対する道徳授業の公開、② 校内区のあいさつ運動、清掃活動などの奉仕活動の推進、③ 道徳教育のしおりの作成、④ 学校、家庭、地域の3者による道徳教育推進会議の開催、などを行う。

副読本づくり 都道府県教委に委嘱し、その地域の実情に応じたものを作成する。『わたしの郷土・人物編』のような本で、郷土の偉人、先駆者らを取り上げ、児童・生徒になじみやすい内容のものにする。

(2) 道徳教育の徹底を求めるこの8・5通知は、文部省が83年4月15日に全

国の公立小・中学校合計約35,000校を対象にして「道徳教育実施状況全国調査」を行う旨、都道府県教委に通知し、その集計結果を5月末までに報告するよう求めた、その全国調査結果を踏まえて出されたものとされている。この全国調査は戦後初めてのもので、文部省が「道徳教育が学校現場で十分に行われぬ傾向がある一方、国民の間で道徳教育の充実を求める声が強くなり、指導充実のためにも実態把握が必要」ということを理由にして実施し、調査項目は、① 道徳教育の実施状況、② 道徳教育に関する教員研修の実施状況、③ 都道府県教委での道徳担当指導主事の設置状況、など合計23項目に及ぶものであった。その全国調査結果を、文部省は8月5日に発表している。⁽¹⁾

この行政調査を実施すること自体、文部省が「調査をきっかけに各学校が道徳の授業の見直し、活性化を図ってもらいたい」とも説明しているように、すでに道徳教育の徹底をうながすことになるが、この調査結果をもとにして事実、文部省は「道徳教育の徹底」の行政指導に乗り出したわけである。「教育内容への行政支配」のいっそうの進行である。

(3) 多発する校内暴力・非行への対策として、文部省は「道徳教育の徹底」の方針を打ち出したが、その道徳教育の中身は何であるか。この点を探るためには、さらに中曽根首相や瀬戸山文相の一連の発言をみておかななくてはならない。というのは、文相は「非行の根源は米占領政策」「教育勅語のどこが悪い」などと述べ、首相は「日教組の闘う姿勢が校内暴力の原因」「日教組は政治的に過ぎる」などと述べ、非行対策・道徳教育再編の方向をすでに指示し示唆しているからである。

瀬戸山文相の、83年2月22日の閣議後の記者会見での発言は、要旨つぎのとおりである。⁽²⁾

「(深刻化する青少年非行、校内暴力の)一番深い根は占領政策の影響だ。」「あらゆる過去の道徳、習慣、歴史、伝統などを破壊するのが占領政策の指令であり、米国好みの国民に作りあげようというものだった。それには非常にいいところもあるが、国には歴史、風土、国民性があり、必ずしも幸せな社会に

なるとは限らない。その辺を根本的に改めなくてはいけない。」「親を大切にすることを書いた教科書もない。そういった教え方はいかんとというのが占領政策だった。それが教えられていれば、青少年の非行はもっと少なかったと思う。」

ここには非行対策としての道徳教育の内容的骨格が何かがすでに明確に示されているのであって、いわば「管理主義教育の徹底」がめざされているといっ
てよい。「非行の根源は米占領政策」という認識は、戦前の教育勅語体制にか
わる戦後の教基法制的誕生こそ校内暴力・非行を多発せしめている原因だとい
う認識であり、したがって非行対策としては教基法制的見直しこそ必要だとい
う認識である。「破壊」された「過去の道徳、習慣、歴史、伝統」などを復活・
復元させることによって、非行対策とし、道徳教育の内容としなくてはならな
いという認識である。戦後教育改革によってはじめて、人権主義・民主主義の
教育法制が実現されたとすれば、この教育法制こそ非行多発の原因だとするこ
とによって、滅私奉公主義・国家主義の教育を復活・復元させることで非行対
策としようという発想である。

だから文相は、翌2月23日の、文部省各局長らを集めた臨時省議で「校内暴
力について終戦前と戦後の比較を行う」ことを指示し、暗に「戦前教育を礼
賛」することまで行ったのである。文相は「小、中学校で憲法の大原則だけを
教えても仕方がない。昔流の簡単な教え方がないか、研究したらよい」との見
解を示したといわれるが、⁽³⁾憲法教育ないしは人権教育の充実によって非行克服
をはかるのではなく、戦前の臣民教育のなかでの手法に学びながら非行対策の
参考にしようという、戦前臣民教育の復活をはかっていく意図を示したのであ
る。戦前の「管理主義」教育の手法に学び、それを復活・再現していく、その
方向での道徳教育再編成である。

(4) 校内暴力・非行の内面からの克服(教育的克服)をはかるためには、一
人ひとりの子どもに直接に接触している教職員の「教育の自由」を認め、それ
ら教職員の意見・要求がよく尊重される、そうした民主主義的学校運営が創造

されなくてはならない。一人ひとりの教職員の「権威」を認めることなしには、内面からの非行克服を達成することは到底できない。

ところが、道徳教育の再編・強化・徹底という「管理主義」教育の、よりいっそうの推進で校内暴力・非行に対応しようとする文部省筋は、この「管理主義」思想を教職員管理の分野にまで貫徹させようとし、教育の行政支配の体制のいっそうの整備・確立に乗り出している。

1983年3月10日、文部省は、47都道府県・10指定都市の教育長を緊急招集して「全国教育長会議」を開き、各教委が学校の管理運営体制を総点検するよう、生徒指導・道徳教育のいっそうの充実に取り組むよう、強く指示した⁽⁴⁾。とくに同省は、席上、各教委が学校管理運営体制を総点検する際の「点検項目一覧」を作成・配布したといわれる⁽⁵⁾。そこでの指示内容は、① 校内暴力が発生しているか、その恐れのある学校について、教委が学校の管理運営体制を総点検する、② 校長を中心とする全教職員の協力体制の確立、③ 問題を抱える学校を教委が重点指導する、④ 出席停止措置などのあり方の研究と実態を調査する、⑤ 学校と関係機関との連携強化、⑥ 各教科・道徳の指導の充実、の6点に及んだという。各教委の行政指導の下、各学校の校長—主任—教職員という管理運営秩序をいっそう整備・確立し、その秩序の下で生徒指導・道徳教育の徹底をはかるよう、強く指示したものと見えよう。

文部省はまた「学校現場の管理体制整備の一環」として、83年9月27日から同年11月1日まで、小・中・高の教務主任を対象にして長期合宿研修を行っている⁽⁶⁾。1976(昭和51)年の主任制導入以来、文部省が主任研修に本格的に取り組むのは初めてのことである。文部省側は、各種の主任のうち、教務主任に限って研修を実施する理由について、「主任の中核として学校の管理運営に自覚と責任を持ってもらうため」「学校の管理運営、カリキュラム編成、生徒指導などすべての分野で、校長、教頭を補佐する立場にあるため」などと説明しているという。実際にこれに参加する教務主任数は、小学校100人、中・高校各50人、計200人に過ぎないけれども、文部省が、校長・教頭の研修(1960年度より)、中

堅教員研修(1970年度より)、都道府県指導主事研修(1980年度より)などに引き続いて、1983年度からは教務主任研修にまで乗り出したことは、いま一步深く学校内部に入った研修を開始したことを示し、教育への文部行政支配がさらにすすむことを意味している。そして、この教務主任研修の目的についても、「校内暴力・非行に対処するためその指導力向上を図るため」といわれている。そして、さらに文部省は、1984年度からは、各都道府県と政令指定都市の教委が実施主体となって、新任教務主任研修(年間6日間、教務主任の役割とか道徳教育・生徒指導の方法などに関する)を行うように行政指導し、この研修経費の半額を補助する計画を立てたといわれる。⁽⁹⁾文部省の行政指導の下、都道府県等教委による教務主任支配が開始されることを示すものである。

(5) 深刻化し多発している非行への対策は、文部省など行政側の場合、すでにみてきているように「管理主義」教育の推進ということである。このような非行対策に対しては、当然に、きびしい批判が各方面から加えられることになる。

『毎日』社説「学校の改革を進める視点」(『毎日』83年4月19日付)もその一つであって、それは「道徳の高揚や生徒管理の充実が共通した方向になっている」政府の非行対策について、こうした対策は「あまりにも皮相であり、対症療法的であることに不満を感じる」と書き、つぎのようにのべている。

「(政府の非行対策について) 私たちが不満を感じるのは、学校そのもののあり方、いわば学校観をそのままにして、子どもの道徳性の強化だけを前面に出しているからだ。中学に非行が集中する第一の原因が、授業の落ちこぼれにあることは、さまざまな調査からも明らかである。落ちこぼれを生む教育課程をそのままにして、非行対策が効果を上げるとは考えられない。最近増えている登校拒否症も、むしろ学校が原因という指摘もある。自閉症や無気力症などに悩む子どもも多くなった。家庭や子どもを非難してもどうにもならない。学校を変えなければならぬ。学校のどこに子どもを不幸にする原因があるのかを、解明する必要がある。」

非行への対応策としては「教育課程の改善」こそ急務だとする主張であるが、この『毎日』社説は「校内暴力・非行にどう対応するか」の問題について、より重要な方法論的示唆を与えるものである。というのは、校内暴力・非行といった「子どもの不幸」に接したとき、もっとも大切なことは、「家庭や子どもを非難して」対策を立てる（この筋で出てくるのが「管理主義」教育の推進、道徳教育の徹底、等々であり、すべて子どもの「利己主義」に非行発生原因を求めているとみられる）のではなくて、「学校のどこに子どもを不幸にする原因があるのか」を説明することではなくてはならないと、はっきりと指摘しているからである。まずは学校内にその原因を求めなくてはならない、そのうえで「学校を変えなければならぬ」という主張である。学校は、子どもの不幸の原因を子どものなかに見つけるのではなく、学校のなかに、学校での教育のなかに、深く探索しなくてはならない。子どもたちのための学校であり、子どもの幸せをこそ保障すべき学校であるなら、学校は子どもたちを不幸に追い込んだ原因を、まずは自分自身のなかに発見し、その変革に取り組みなくてはならない、という主張である。

そのように考えたときには、「道徳教育の徹底」「学校管理運営秩序の整備」ひいては「6・3制の見直し」等々の「管理主義」思想に立つ非行対策は、すべて転倒した発想から生まれている対策となり、かえって深く人権主義・民主主義の思想に立ちもどっての学校改革こそが差し迫った課題だということになるであろう。

(6) ところで、いわゆる「管理主義」教育なるものは、非行の内面からの克服をめざすものというより、問題行動を取り締まり処罰するという筋での「教育」であるから、学校が極めて警察に似た行動をすることになる。「管理主義」教育の推進校は、したがって、非行の発見・摘発に全力をあげることもなる。ときには、非行を自白させたり、非行仲間について情報提供させたり、極めて警察的な、非教育的で卑劣な手段を弄して非行の撲滅をはかろうとするようになる。このようになると、もはや学校が警察か見分けがつかなくなる。

そして、その結果、非行対策の名目で警察との連携を強め、「問題児一覧表」を作成して警察に手渡すようなことまでするに至る。

最近になって学校側からの警察への情報提供が広く行われていることが明らかになり、大きな社会的問題になっている。いま、その種の事例の一部を示しておけば、たとえばつぎの表4のようになる。⁽¹⁰⁾いわゆる「学警協同」の普及である。

表4 児童・生徒名簿提供の実態

提出県	提供状況	提供方法	開始時期	内容
青森	弘前市の小・中校	少年相談センター一括	53年から 昨年まで	生徒名簿
秋田	小3, 中8, 高39校	生活指導連絡協で一括 または個別	数年前	P.T.A名簿(職業を含む), うち2校が顔写真提供
山形	27高校	〃	10~5年前	生徒名簿
福島	ほとんどの高校	学警連などで一括	数年前	〃
神奈川	相模原市の小・中校	学警連で一括	1年前	〃
富山	ほとんどの公立高	個別	50年ごろ	生徒名簿, うち9校が顔写真提供
長野	35高校	生活指導連絡協で一括 または個別	6年ほど前	生徒名簿
岐阜	中50, 高70校	学警連で一括	8~4年前	〃
静岡	ほとんどの小, 中, 高	市教委または学警連で一括	数年前	〃
愛知	中50, 高20校	学警連で一括	45年ごろ	在校生名簿
三重	中37, 高14校	〃	51年ごろ	生徒名簿
滋賀	一部高校	個別	数年前	〃
鳥取	一部中学と, ほとんどの高校	学警連などで一括	3, 4年前	〃
島根	中・高約60校	学警連の席上など	30年前半	〃(職業を含む)
岡山	一部中学	少年補導センターなどを通じて	最近	〃
佐賀	中3, 高33校	学警連経由または個別	約20年前	〃(職業を含む)
熊本	調査中	個別	55年以前	〃

上掲『毎日』83年7月11日付の調査結果によれば、警察への「名簿提供」をしている学校は47都道府県中の17県に及び、秋田・富山では生徒の顔写真まで

提供しているという。そして、情報提供が始まったのは「校内暴力が社会問題化し始めた数年前からだ」が、組織的に一括提供しているところも多く、非行防止の名分の下で、教育現場の人権感覚が少なからずマヒしている実態が浮き彫りになった⁽¹¹⁾と報じている。

校内暴力・非行は確かに問題行動であり、きびしく批判されなくてはならない。しかし、教育的指導をどう加えるかの角度からこれに接近するとすれば、問題行動それ自体に処罰主義でのぞむのではなく、児童・生徒を問題行動に走らせているその要因を深く探るのでなくてはならず、とりわけその外面的行動を生み出している内面的苦悩にこそ目を向けなくてはならない。その奥にひそむものは、たとえば「やり場のない不安・不満」であろう。そうした不安・不満をそのまま相手、ときに自分自身にぶつける行為こそ、校内暴力であり非行であろう。しかし、人間が社会的動物であるかぎり、その不安・不満・いらだちのすべては、その子どもたちをとりまく社会的環境がつくり出したものであって、不幸な環境が不幸な人間をつくり出しているのである。そうだとすれば、不幸な環境によってつくり出された不安・不満・いらだちを、それとして認識し、不幸な環境そのものに立ち向かうエネルギーに、その不安・不満・いらだちを転化していくように、指導を加えなくてはならない。これこそが教育であって、こうした筋の教育を加えることによって、児童・生徒たち自身が自分たちの問題行動を「誤った行動」と認識できるように、その人間的成長を手助けしなくてはならない。問題行動の起因は人間の内面的苦悩にあり、その内面的苦悩の起因は人間をとりまく社会的環境にある。教育的指導はそのような科学的認識を踏まえたものでなくてはならず、問題行動に処罰主義で対応したり、問題行動を封じ込むために「服従・順応の心性」の育成をめざしたり、そうした対応は人間的な成長・発達を保障する教育的対応ではけっしてない。

学警協同による非行の対策・撲滅が批判されなくてはならない理由はここにあり、「管理主義」教育思想が批判され克服されなくてはならない理由も、まさにこの点にある。上述の筋に沿った非行克服をめざす生活指導実践記録はすで

(12) に多数発表されているが、教基法制の精神よりの確に沿った実践例として、
 (13) 川上実践は深く刮目するに値するものである。

〔註〕

- (1) この結果については、『朝日』83年8月6日付、『毎日』同日付。
- (2) 『毎日』83年2月23日付、『朝日』同日付。
- (3) 『毎日』83年2月24日付。
- (4) 『毎日』83年3月11日付。
- (5) 同『毎日』83年3月11日付によれば、そのチェック項目には、対教師暴力を受けた教師の日ごろの指導方法、職員会議の運営状態、卒業式などで必要な場合の警察との連携は適切か、主任の決定過程で校長が主要な役割を果たしたか、主任が十分機能を果たしているか、道徳の時間は適切に確保されているか、等々約50項目が列挙されているという。
- (6) 『朝日』83年9月12日付。
- (7) 1976年度の主任制導入以来の、各種の主任の概数は全国でつぎのとおりである。

各種主任数

主任名	人数
学年主任	106,000
教務主任	37,000
保健主事	36,000
生徒指導主事	15,000
進路指導主事	14,000
合計	214,000

- (8) もっとも、この数字は必ずしも確たるものではなく、『毎日』83年10月9日付は「全国37,000人の教務主任のうち800人を対象に学校管理、生徒指導の内容、方法などに関する講義、演習が続けられている」と報じており、参加者が800人となっている。
- (9) 『毎日』83年10月9日付。
- (10) 表4は『毎日』83年7月11日付より。同社による同年7月10日までの調査結果をまとめたもの。
- (11) 『毎日』83年7月11日付。
- (12) たとえば、若林繁太『教育は死なず』（正、統、統々、労働旬報社）、能重真作『ブリキの勲章』（民衆社）、同『非行克服と学校教育』（民衆社）、その他。
- (13) 川上敬二『校内暴力の克服——絶望から希望へ——』（民衆社・1983年）。

第3節 (続き) 1982年文部省検定に対する 国際的批判の経過等 (4)

—1982・8・11~'82・8・13—

1982年6月26日の中国・新華社通信の報道を皮切りに始まった、80年代日本の教科書検定・教育政策・国政に対する国外からの批判は、やがて9月26日から10月1日までにかけての鈴木善幸首相の訪中をとおして一応の「決着」をみるのであるが、82年8月中旬頃から9月初めにかけて、この国際的批判はいよいよ広がり手厳しいものに発展した。「80年代日本の教育政策・教育行政は、この批判からいったい何事を学んだのか」ということが甚だ疑問になる昨今の教育政策動向ではあるが、そうであるならなおさら、この国際的批判の経過・中身について執拗に追究を続けなくてはならない。このフォローもようやく8月13日分にまできたけれども、これからがいよいよ本番ということになる。引き続きそのフォローを継続する。

8・11 中国の法学者が「歴史改ざんは国際法に違反」と指摘。

中国の法学者・張友漁氏は、日本文部省検定による歴史改ざんに関して談話を発表し、「侵略」を「進出」に改めたことは、たんなる言葉上の問題でも内政上の問題でもなく、日本が条約義務を守らない国際法違反行為である、と指摘。また張氏は「日本の経済は発展を遂げた。日本の一部の人がもしも、政治の上で再び古い道を歩もうと夢想するなら、こうした動向は注目に値する」と警告。

8・11 『人民日報』が論文「日本映画“大日本帝国”は何を言おうとしているのか」を掲載。

陳荒煤・中国映画人協会副主席の同論文は「この映画の目的は日本帝国主義が中国や東南アジアで狂気じみた侵略を行い、血なまぐさい虐殺を行った時の

最大の戦犯を、誇るべき英雄に描きあげ、東条英機の亡霊を呼び戻すことにある。このことは、日本の一部右翼がかつて妄想した“大東亜秩序”による大日本帝国の亡霊を呼び戻すことにほかならない」と指摘し、さらに「中国の映画関係者は、日本のこの反動映画の上映に強く憤りを覚える」とのべる。

8・11 台湾で5万人署名。

日本の歴史教科書改ざん検定に反対する台湾の大学教授・学生グループは、台北市内で「旧日本軍占領下での残虐行為を忘れるな」との検定反対キャンペーンを行い、そのなかで5万人の署名を集め交流協会事務所に手渡した。それを手渡す際に同グループは「日本政府が歴史記述の改訂に応じない場合は、台湾と在外台湾人を動員して全面的な日本商品ボイコット運動を起こす用意がある」との抗議文をも手渡す。

8・11 長崎市教委が来年度からの市内小学校の国語教科書に原爆記述がまったくないものの採択を決定。

採択されたのは光村図書のもの。原爆を題材にしたものは一つもなく、戦争を題材にした「一つの花」（4年）があるだけ。現在使用の日本書籍のものでは、原爆を題材にした「おこりじぞう」（3年）と「川とノリオ」（6年）、戦争を題材にした「村いちばんのさくらの木」（4年）と「お母さんの木」（5年）、などがある。1982年7月中旬に、長崎市教委が委嘱した40余人の現場教師たちによって「教科書選択審議委員会」が開かれ、21対19で光村図書のものが日本書籍のものを上回ったが、約30分間の討論は「日本書籍は原爆や沖縄の記述が多い。少し偏向しているのではないか」との一部委員の主張に終始したという。この決定についての長崎市長等の発言から。

本島等・長崎市長 8月9日の原爆忌で「核兵器をなくし、完全軍縮と平和を実現することが、人類が未来に生き残る唯一の道であることを子どもたちに教えて」と教師・父母・市民に呼びかける平和宣言を発表した市長。

「教育のあり方については教育委員会の権限なので口をはさむものではないが、私としては原爆の悲惨さをぜひ子どもたちに教えてもらいたい。同じような教科書であれば、一つでも二つでも多く原爆について書いてある教科書を選んでほしい。」

石田明・広島平和教育研究所理事長

「長崎市教委は、従来から原爆を平和教育の原点とはしない、と言ってきたが、正体を暴露した。あぜんとしたとしか言いようのない話だ。広島とともに被爆地である長崎で、優れた原爆文学や原爆の記述が載った教科書から、まったく原爆に触れていない教科書に乗り換えたわけで、大変深刻な事態だ。あまりに政治的すぎるうえ、教育の良心を放棄する常識外の行為で、怒りをおぼえる。最近大きく盛りあがっている反核・軍縮のうねりの中で、ヒロシマ、ナガサキを子どもたちに教えることが重要だという認識が再確認されつつあった。そこへ、長崎が教科書から原爆記述を捨てたことで、全国の教科書採択にどんな波及効果が出てくるか心配だ。とくに問題の光村図書は全国の6割近いシェアをもつだけに、原爆記述が全国的に消される恐れも十分にあり、長崎市教委に強く抗議する。」

8・12 韓国外務省の崔東鎮アジア局長が後藤利夫公使（在韓日本大使館）に「8月3日の韓国側の覚書に対する日本政府の回答がまだないのは遺憾である」「速やかな是正措置を」と再度要請。

席上、崔局長は、教科書問題に関連して韓国内の反日感情は日ごとに高まっており、日本側が具体的な回答を示さぬ限り日韓友好関係は土台からゆさぶられる可能性があることを指摘。韓国側は、① 現代史のわい曲部分を訂正する、② 来年度から使用する教科書にそれを反映させる、の2点が問題解決のぎりぎりの条件であると説明し、古代、中世史はともかく、現代史だけは速やかに（できれば8・15の光復節まで、遅くとも8月末までに）わい曲を訂正するよう要求した。ある政府筋は「生き証人のいる現代史は絶対に訂正してもらわなくては問題は解決しない」「韓国側は文部省の検定制度そのものに是正を求めている訳ではないのになぜこだわるのか」と強い不満をもらしたといわれる。

8・12 韓国での抗議行動、さらに全国に波及。反日感情高まる一方。

在ソウル大使館前で、中年男性が日本人を糾弾して焼身自殺を図り未遂に終わる。日本人観光客の多い済州島で、海水浴場の飲食店が一斉に「日本人お断り」の張り紙。韓国放送公社（KBS）が光復節特集として11日夜「長い長い36年」と題するテレビ番組を放映し、逆さつりにされた朝鮮人思想犯、拷問を受ける女性などの姿を生々しく映し出す。韓国の第二野党である国民党は、教科

書のわい曲問題が解決されないかぎり、9月7日から東京で開かれる日韓議員連盟総会をボイコットする旨決定。11日、日本系銀行従業員が「教科書糾弾集会」を開く。

江原道江陵市で大韓仏教曹溪宗の指導者400人余が大会を開き、日本を糾弾する決議と、日本の仏教徒に送るメッセージを採択。同市で大韓老人会江陵支部の500人も糾弾大会を開く。

これらの高まる韓国民衆の抗議行動に関し、『朝日』82年8月13日付「反日感情高まる一方」は、以下のように解説している。「(韓国での)抗議集会や日本人ボイコット運動は日を追って全国へ拡散している。韓国民の最大の不満は、生き証人のいる現代史を『なぜ、わい曲するのか』にある。50代以上の世代は多かれ少なかれ、日本支配時代の苦しみを体験している。その記憶が鮮やかなだけに教科書わい曲は許せないとの気持ちが強い。知識層はこの事件に関連して日本の右傾化、植民史観や軍国主義の復活を警戒している。そして、日本の次の世代が日本の侵略史を忘れ、軍事大国として復活する恐怖を指摘する知識人は少なくない。そのうえ、『中国の了解さえ取り付ければ、韓国は簡単に解決する』と見る日本政府への反発も強い。こうした世論の圧力で『慎重に見守る』方針だった韓国政府も強硬方針へ転換を迫られた。ある政府高官は『もう反日感情は政府の抑制できる段階を超えた。われわれは日韓友好関係をなんとかして維持したい気持ちが強いが、日本政府が具体的な是正をしないかぎり、問題解決の道はなくなった』と語っている」と。

8・12 桜内義雄外相が「日韓共同コミュニケ(1965年)にある(戦争責任についての)基本認識が学校教育や教科書検定制度の運用に反映されていなかったとするなら、遺憾であり、早急に姿勢を正すことが必要だ」という主旨の「外相所見」を公表。

教科書記述の再修正要求に応ずるべきだとするこの所見は、暗に「再修正に応ずることは検定制度の崩壊につながる」とする文部省の対応を批判したも

の。文部省はこの外相所見の公表に強く反発し「再改訂の権限は文相の専権事項」として、あくまで再改訂を拒否していく構え。外相所見の内容は以下のとおりである。

「今回、惹起された教科書問題を、わが国と近隣友好諸国との相互信頼にかかわる重大な問題として受け止めており、中国、韓国の批判や国民感情、および政府レベルでの申し入れも十分踏まえ、最善の対応策を見いだすべく、漸次、努力しているところである。

中国については、目下、外務省、文部省の関係局長が訪中し、中国政府と接触中であり、両局長の帰国報告を待って対応策を練る考えである。

韓国については日韓共同コミュニケにある『過去の関係は遺憾であり、深く反省している』との精神を常に念頭に置き、また日韓基本関係条約締結の基礎をなす相互信頼、相互尊重の精神を堅持していくものだと考えている。

こうした日韓関係維持発展の原点となるべき基本認識が学校教育においても正しく反映されるべきことは当然であって、両国のゆるぎない信頼関係を構築していくためにも、官民双方が、かかる考え方に立脚して努力する必要があると考える。

学校教育や教科書検定制度の運用に当たり、上のような認識が反映されていなかったとするならば、誠に遺憾であり、早急に姿勢をただすことが必要だと思う。(以下、略)」

8・12 南京市の博物館で「中国を侵略した日本軍の南京大虐殺罪証史料展覧会」が始まる。

同展は大量の史料を使って日本軍の虐殺行為をあばき出そうとするもので、これらは、資料不足を理由に数字を隠したり、中国人の抵抗の結果だと日本軍の残虐行為を正当化しようとしたり、こうした日本文部省に対して中国側が資料をつきつけた形になっている。

南京の史料館や博物館には、以前には日本軍による大虐殺の記録が多数展示されていたが、最近はそのほとんどが姿を消していた。文部省による「歴史の

改ざん」を契機にして再び展示が始まったもの。

8・12 香港でも抗議行動が広がる。

11日、香港セントラル地区の商店街に「日本人客お断り」の張り紙。九竜タクシー協会が日本人乗車拒否の動き。「香港島・九竜労働組合連合会」が10日、抗議集会を開く。

8・12 教科書問題に関する日中会談が終了し、橋本局長らが翌13日帰国。

橋本恕・外務省情報文化局長、大崎仁・文部省学術国際局長らは、呉学謙外務次官、肖向前第一アジア局長らと、中国外務省で第二回会談を行い、話し合いは終了した。橋本局長らは会談終了後に現地で記者会見し、橋本局長は「訪中の目的は教科書問題について日本大使館と意思疎通を図るということであった。この目的は一応達成された。相互理解を図るため誠心誠意努力した」「(しかし)これは問題の本質で成果があったというものではない」とのべ、大崎局長は「教科書検定についての文部省の真意を誠意をもって申し上げた」「中国側との約束があり、会談内容については一切申し上げられない」とのべ、両局長とも会談の「成果」については論評を避けた。中国側の新華社通信など各報道機関は、両局長の訪中に関して一切報道していない。中国側は教科書の再改訂を重ねてつよく要求し、教科書検定問題では依然、日中間に大きな違いが残されたとみられる、といわれるゆえんである。

その後の翌13日、両局長は結果を鈴木首相らに報告したあと、記者会見して「中国の厳しい立場は変わっていない」とのべる。その報告のなかから。中国側は「中日共同声明の認識が日本の学校教育や教科書に十分盛り込まれているという説明に、自分たちとしては釈然としない」との立場を崩さず、とくに「自分たちは日本の教科書の編さん自体や日本の主権に属することについてとやかくいうつもりはない。しかし自分たちは、現実には過去の日本の行動によって甚大な影響を受けている。そういう現実は今もいろいろな事実や記録として残っている。この歴史的事実や記録は変えるわけにはいかない」とくり返し力説した、等々。

8・12 米国紙『クリスチャン・サイエンス・モニター』が社説「日本の教科書騒動」を掲載。

社説は「過去の出来事をわい曲して教え込むと、日本の将来の世代は未来の課題にうまく取り組めないだろう」と警告。それはまた、日本の歴史の書き換えは、日本の中国・朝鮮侵略を「美化」するものであり、文部省の「国家的政策である」と指摘し、さらに「外国の反発や上からの統制でなく、教師やマスコミ世論が下から思想統制を防ぐべきだ」とのべる。

8・12 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の労働党機関紙『労働新聞』が小川文相・松野長官らを批判。

同新聞の論説は「日本反動の教科書改悪」について「日本人民の根強い反戦感情を除去し、軍国化と戦争準備を急ぐための思想攻勢である」と、日本の政府・文部省の対応を痛烈に批判。論説はとくに、① 小川文相は最近の記者会見で「教科書の記述を変える考えはない」と公言した、② 松野長官は、かつて日本が朝鮮を植民地化し、大陸を侵略したのは“不可避のことだ”と言い、日本帝国主義のアジア侵略を正当化した、と指摘し、「これは日本反動支配層の本心を露呈したものだ」と、両相の発言を北朝鮮としては初めて公然と批判した。

8・12 『毎日』社説「体面論は逆に体面を汚す」が「過ちを卒直に認め、教科書再改訂の要求に一日も早く沿え」と要求。

「つきあいの深い2つの隣国から日本は責められつつけている。中国、韓国の言い分は筋が通っているが、政府は対応に困惑し、両国との関係が日増しにこじれるのが、教科書問題の現状である」で始まるこの社説は、まず、「贖罪感しよくさいかんの稀薄化」を指摘する。「かつての戦争が侵略である、という認識はあっても、経済繁栄による大国意識と時間の経過のなかで、しよく罪感が薄れがちになっていた」のだから、「日中共同声明と日韓共同コミュニケに盛りこまれた『反省』という言葉が、最初からうわべだけのことでなかったのか、次第に風化したのではないのか、とさまざまに責めたてられても仕方がない」と。とすれ

ば、このトラブルは、日本人にとって『『日本』という国の過去を改めて見直すきっかけを与えたという意味で教訓的だった』という。

このトラブルが、80年代日本の教育問題を、戦後日本の教育史のなかで、とりわけて戦前からの日本の教育史のなかで、とらえる必要を強烈に自覚せしめたという意味において、極めて「教訓的」であった。上記『毎日』社説は、「今回、両国の厳しい批判に直面して、はじめてユトの重大さに気づいた国民も少なくないのではないか」とのべているが、戦前日本の「犯罪」についての認識をあらためて迫ったものとして、このトラブルのもつ意味は深刻である。

ついで社説は、「とにかく両国との信頼を回復するためには、過ちを卒直に認め、教科書再改訂の要求に一日も早く沿うのが唯一の方法だ。しかし、政府は踏み切れずに、内部の混乱だけが目立っている。これでは、相手側の不信がつるばかりだ」と警告し、日本政府の対応（外圧論・体面論に立っての）をつぎのように批判した。第一。政府部内には外国の要求・抗議によって再改訂に応ずれば「権威が損なわれる」という意見があるが、中・韓両国の批判を「外圧と受けとめるのは間違っている。外圧には、応じにくい無理難題という響きがかもっているが、教科書問題はそうした国益の対立に類することとは次元が異なる。抗弁しようのない日本側の弱点を突かれたのである。『外圧だ』と身構える態度には、この問題を教訓的にとらえる謙虚さが欠けている」。第二。体面にかかわるとして「日本のメンツがたたない」とする意見もあるが、この「反応の仕方にも、同様に過去の侵略戦争に対する反省が薄いことをうかがわせる。確かに個人間のめごとと違い、他国に指弾されて改めるのは体面上も好ましくはない。だが、それを超えることこそが、日本の誠意を裏づけるのではないか」。

外圧論・体面論の過ちはどこにあるか。元来、文部省検定に対する国外からの批判は、「侵略」等の行為についての反省の不足から、加害行為の犯罪の重大性についての認識の不足から、生じたものである。本来、より深い反

省が自主的・主体的になされて当然であったのである。ところが文部省検定は、それを怠り、さらに「反省の取り消し」に向かって歩み出したのである。あるいは、真実の陰蔽を開始し、平和・民主・人権の教育の達成を宣言した教基法制の理念に対し、それと決定的に訣別する道を歩み始めたのである。一見すると、もしも80年代日本の教育政策が平和・民主・人権の教育の達成に向かって歩き始めたとするなら、そうした教育政策の方向転換は「外圧」に屈したようにみえるかもしれない。しかし、そうした方向転換は元来、戦後日本の教育法制の要請しているところであって、その意味で「戦後教育の原点」に立ち帰ることに過ぎないのである。そうだとすれば、上記の外圧論・体面論の誤りは、それが「外圧に屈するな」という名のもとに、教基法制の理念に挑戦し反逆する教育政策の推進を後押ししようとするものにほかならないという点にある。

8・13 教科書問題につき、レーガン米大統領も懸念を表明。

『US アジア・ニュース・サービス』の記者の質問「日本帝国の中国侵略や韓国占領統治、さらには真珠湾攻撃などに関する歴史の改訂問題について、大統領はどんな個人的見解を持っているか」にたいして、大統領が第三国間で論議の的になっている問題に言及するのはきわめて異例のことながら、この質問に答え、まず「これは過去の歴史にさかのぼらなければならない問題だ。もちろんそれは悲劇の時代である」と前置きしたあと、「当時の日本は、今の体制とは違う哲学を持っていた。あの時代についてわれわれが忘れ、あるいは許す能力を持ち得てきたという事実、また、われわれが現在のような良き友人となった事実こそ、われわれがもっと関心を寄せるべき事柄だと思う」とのべる。かつての日本の行為を「許すこともできる」という言い回しで、犯罪的行為とみているアメリカの見解を明確に示したもの。このあと「個人的見解」として「戦争当時の双方が持っているであろう感情について、それは悲劇を導いたものだが、蒸し返すということはしたくない」と語り、そうした感情を蒸し返すことで友好関係を崩す必要はない、との懸念を表明。

ワシントン在住の韓国・中国の特派員団らは、この大統領発言が明確に日本の姿勢を批判し「日本側の歴史の焼き直しに強い懸念を表明したもの」と受けとっている、といわれる。